平成２３年（フ）第３０７７号
神奈川県大和市下鶴間2931番地１　トレゾールⅠ―102
債務者　谷　小奈美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０９１号
神奈川県大和市つきみ野２丁目２番地２　つきみ野マンション15号
債務者　智葉　順子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９７号
静岡県浜松市東区大瀬町27番地の１　市営鷺の宮北団地棚２―103号室
債務者　鈴木　福恵
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６２５号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町１丁目４番地１鵜飼宏方、住民票上の住所静岡県浜松市中区高丘東２丁目12番48号　アオバマンション102号
債務者　太田　康彦
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３０２５号
横浜市保土ケ谷区保土ケ谷町１丁目35番地カーサ保土ケ谷402号
債務者　下里　浩嗣
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０８号
北海道帯広市西18条南５丁目１番地61
債務者　掛端　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
栃木県小山市大字羽川22番地13
債務者　落合　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第７１号
大分県宇佐市大字木部493番地の９
債務者　井　由士朗
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月13日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第９２号
長野県小諸市市町１丁目２番10号　グリーンハイツＹ301号、前住所長野県小諸市甲3500番地11　市住682号
債務者　渡部　裕子（旧姓野久）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１５９７号
東京都あきる野市油平233番地１サニーコートトダ205号
債務者　箕輪　兼嗣
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５９８号
東京都あきる野市油平233番地１サニーコートトダ205号
債務者　箕輪　宏美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１１８号
横浜市港北区綱島西３丁目23番17号　サンパレス綱島301
債務者　内田　貴徳
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１８３号
横浜市南区万世町１丁目18番地２　ビッグヴァンステイツ伊勢佐木南第２―604号
債務者　小泉　卓郎
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１２号
静岡県富士市中里1431番地の13、前住所静岡県富士市大淵65番地の７
債務者　西家　一惠
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第５５号
熊本県天草市志柿町4659番地１
債務者　有江　悦子（旧姓嶌田）
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部